

令和8年羽村市二十歳のつどいについて

1 実施方針

令和4年4月に民法が改正され、成人年齢が18歳に引き下げられたが、羽村市では民法改正後も20歳を対象として、成人の日である1月第2月曜日に式典を実施することを市の方針として定めたことから（令和2年2月28日付羽生生発第3936号「成年年齢引き下げ後の成人式の実施について」）、今年度も20歳を対象として実施する。

2 事業名称

令和8年羽村市二十歳のつどい

3 目的

20歳の市民を対象に、法律上の成年者として与えられている権利と社会に対する義務と責任について再認識する機会とともに、これから的人生において情熱をもって若い力を發揮できるよう励ますことを目的とする。

4 主催

羽村市・羽村市教育委員会

5 日時

令和8年1月12日（月・祝）午前11時00分～午前11時20分：式典
午前11時25分～正午：アトラクション

6 会場

プリモホールゆとろぎ 大ホール

7 対象者

平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方（市外在住者も出席可能）
600人程度を予定（前回555人）

8 内容

<式典> 11:00～11:30
市長式辞、来賓祝辞、二十歳代表者による誓いの言葉
<アトラクション> 11:30～正午
恩師スライドショー
著名人ビデオメッセージ（交渉中）

9 出席者及び来賓

理事者、教育委員会委員、市議会議員、市内小中学校校長

【問合せ】

羽村市 生涯学習部 生涯学習推進課 生涯学習推進係
電話：042-570-0707（短8111）
メール：s102000@city.hamura.tokyo.jp